書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１号
山口県周南市五月町６番25号
破産者　朝日プロパンガス株式会社
異議申述期間　平成26年７月10日まで
平成26年６月９日　山口地方裁判所周南支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１００４号
千葉県印西市若萩４丁目２番１号
清算株式会社　株式会社トランスパレント
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第１号
静岡県島田市福用980番地
再生債務者　福用産業株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年６月４日
静岡地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２６年（再）第１号
京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の２
再生債務者　一般社団法人京都府森と緑の公社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル２階　中村利雄法律事務所　弁護士　吉田　誠司
平成26年６月５日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第１号
静岡県島田市福用980番地
再生債務者　福用産業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　静岡市駿河区南町14番25号　エスパティオ706　あおば法律事務所　弁護士　松田　隆広
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年６月４日
静岡地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第８７号
名古屋市名東区高針荒田1101番地　D’レスティア名東高針706号
再生債務者　武藤　晃泰
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月27日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月４日から平成26年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１１３号
札幌市西区八軒８条西３丁目２番８号　カランドリェ202号
再生債務者　保科　篤志
１　決定年月日時　平成26年６月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月30日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月14日から平成26年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第８号
栃木県那須塩原市下永田６丁目1227番地22
再生債務者　原　　昭二
１　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月30日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月14日から平成26年７月22日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（再イ）第１２９号
福岡市博多区築港本町８番20―503号
再生債務者　黒木　伸彦
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月30日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月７日から平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１１９号
福岡市博多区堅粕１丁目１番１―1303号
再生債務者　秋吉　恵子
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月８日から平成26年７月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第９８号
福岡県古賀市花見東１丁目８番１―106号
再生債務者　松下　昌彦
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月９日から平成26年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１０１号
福岡市南区井尻４丁目41番７―101号
再生債務者　岡村　　寛
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月９日から平成26年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１０５号
福岡市南区長住３丁目63番505号
再生債務者　山崎　徹郎
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月９日から平成26年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１１２号
福岡県福津市桜川７番12号
再生債務者　有吉　博隆
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月９日から平成26年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第４１号
神戸市垂水区西脇１丁目５番１―114号
再生債務者　小牧　　敬
１　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月10日から平成26年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第９５号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3552番地２
再生債務者　後藤　義弘
１　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月10日から平成26年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１２号
釧路市春日町１番８号
再生債務者　吉田　昌男
１　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月４日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月18日から平成26年７月25日まで
釧路地方裁判所